

鳥取縣公報

規則

鳥取縣規則第五十三号

鳥取縣公報發行規則を次のように定める。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣公報發行規則

(通則)

第一條 鳥取縣公報(以下公報という)の発行及び登載についてはこの規則の定めるところによる。

(登載事項)

第二條 公報に登載する事項は次の通りである。

- 一、條例
- 二、規則
- 三、訓令甲

昭和二十五年八月一日
号 外

火 曜 日

本書ノ大キサハ國ニ規格A五判

- 四、告示
 - 五、告諭
 - 六、選挙管理委員会、教育委員会、農地委員会及び公安委員会の公示事項(規則、訓令、告示等)
 - 七、縣議會に関する事項
 - 八、監査委員会の行う公表
 - 九、公告
 - 十、雜報
- 地方自治、財政、教育、産業、經濟、勞働、衛生、土木、建築、ほう、賞及び民生その他特に登載の必要があると認められたもの

(発行)

第三條 公報は定期、号外の二種とする。

2 定期発行の公報は毎週二回火曜日及び金曜日に号を追つて発行する。但し発行日が休日ときは順次繰下げ

るものとする。
3号外は緊急やむを得ないもの又は特に必要と認められたものを登載する。

4 公報は毎年十二月二十九日から一月七日までの間定期の発行を休止する。

4 公報は毎年十二月二十九日から一月七日までの間定期の発行を休止する。
第四條 法令等に基づいて特に期日を指定されているもの又は急務を要するもので、さかのぼつて適用しなければならぬものは、合議の前に必ず廣報文書課長に連絡しておかなければならぬ。

(配布)

第五條 公報は次の箇所に対して配付する。

- 一、本庁各部課
- 二、各 府
- 三、各市町村(市町村議会を含む)
- 四、各都道府縣及び各都道府縣議會
- 五、縣議會議員
- 六、監査委員
- 七、縣議會事務局

- 八、監査委員事務局
- 九、縣選舉管理委員會事務局
- 十、縣農地委員會事務局
- 十一、教育委員會事務局及びその支所
- 十二、縣立學校
- 十三、公安委員會及び國家地方警察地區警察署
- 十四、自治體警察署
- 十五、その他特に必要と認められた箇所

(販売)

第六條 公報は購読希望者に対して販売することができ

る。
2 前項の販売は知事の指定した販売所においてこれを行

わせることがある。
3 販売価格は一箇月百円(郵送料を含む)とする。

4 第一項の規定により購読しようとする者は、購読希望の最初の月の前月二十日までに別記様式により知事宛に申込みなければならぬ。

第七條 前條の購読者は縣より發する納額告知書により

購読金を納付しなければならぬ。
2 前項の料金を指定期日までに納付しない者に対しては公報の送付を中止することがある。

(閱覽)

第八條 縣庁、地方事務所、市役所及び町村役場においては適當な箇所に公報を備えつけて縣民の閱覽に供しなければならぬ。

(原稿の回付)

第九條 公報に登載する事項は決裁後主管課において原稿を三通作成して責任者檢印の上原議とともに廣報文書課長に回付しなければならぬ。

2 前項の場合條例にあつては縣議会の決議書の寫を添えなければならぬ。

(原稿の受付)

第十條 廣報文書課長は前條の原稿を受付けた後第十一條に定める期日毎にとりまとめ、その登載種別にしたがい令達原簿に登録し、原稿に公布番号を記入の上第二條に掲げる事項の順序により編集して交付簿により

鳥取縣印刷所に回付しなければならぬ。
(原稿の締切)

第十一條 定期発行の公報の原稿は左に掲げる期日の正午までに締切るものとする。但し当日が休日に当るときは前日に繰上げる。

- 一、火曜日発行に係るもの 前週の金曜日
- 二、金曜日発行に係るもの その週の火曜日

(校正)

第十二條 公報の校正は原則として廣報文書課において行う。但し、やむを得ない事情があるときは主管課において行う。

(原稿の返付)

第十三條 第九條による原議は当該公報の印刷が完了したとき廣報文書課において「登載済印」を捺印して主管課に返付する。

(正誤)

第十四條 公報登載事項について正誤を要するときは、廣報文書課の校正に基くものにあつては廣報文書課長

00905

第十二條但書のものにあつては当該主管課長が行う。
2 前項後段の正誤は文書をもつて廣報文書課に連絡しなければならぬ。

附則

この規則は公布の日から施行する。

別記

鳥取縣公報配付申込書

一、昭和何年 何月より 何月まで 何部宛

右購読希望につき鳥取縣公報発行規則により申込致します。

昭和 年 月 日

住所

團長又は個人名

印

鳥取縣知事 氏名 殿

訓令

鳥取縣訓令甲第十四号

庁 中 般

官報報告規程を次のように定める。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

官報報告規程

第一條 官報に掲載すべき事項の報告(以下官報報告事項という。)に関する事務を掌理させるため官報報告主任を置き官報報告事務担当課の長をもつてこれに充てる。

第二條 官報報告事項の概目は次の通りである。

一、史蹟、名勝、天然記念物保存法による仮指定

二、保安林の編入及び解除

三、縣議會の招集及び閉会並びに重要議決事項の概要

四、行政事務に関する條例

五、処務細則の制定並びに改廢

六、直接請求(請求書の受理、経過、結果)

七、知事、市長及び縣議會議員の選挙の期日の告示並びに選挙の結果

八、部長級以上(出納長を含む)縣公安委員、縣教育

00906

委員、縣選挙管理委員、縣監査委員、議会の議長、副議長の人事異動

九、縣及び市組合の設置、変更、廢止

十、地方事務所の設置、変更、廢止

十一、重要建造物の燒失

十二、外国人登録令による退去命令

十三、天災、地変等による被害甚大なもの

十四、土地收用細目

十五、その他特に必要と認める事項

第三條 各課長は当該課分掌事務につき官報報告事項に該当する事件が生じたときは別記様式により、和英文原稿各五通を作製し、遲滞なく官報報告主任に報告しなければならぬ。但し、前條第三号、第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十三号の事項については英文原稿を要しない。

第四條 官報報告主任は前條の規定による報告を受けたときは遲滞なく報告の手續をしなければならない。

附則

この規程は公布の日から施行する。
昭和七年十一月庁訓第十一号官報報告規程は廢止する。
別記様式

地方自治事項

何々.....

.....

.....

.....

.....

告示

鳥取縣告示第三百八十号

昭和二十三年八月鳥取縣告示第三百四十五号鳥取縣公報發行規程は廢止する。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣公報

縣會條例

◇鳥取縣會條例第一号

鳥取縣會公布式條例を次のように定める。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣會議長 浜口 虎太郎

鳥取縣會公布式條例

第一條 鳥取縣會條例、鳥取縣會規則及び鳥取縣會告示にはその條例、規則又は告示であることを明記して縣會議長がこれに署名し公布の年月日を記入して同日これを公布する。

第二條 鳥取縣會條例、鳥取縣會規則及び鳥取縣會告示は特に施行の期日を掲げるものを除く外公布の日から起算して十日を経過した日からこれを施行する。

昭和二十五年八月一日
外 火曜日

本書ノ大キサハ四六センチメートル、綴格A五判

第三條 鳥取縣會條例、鳥取縣會規則及び鳥取縣會告示は鳥取縣に於て発行する鳥取縣公報に登載するを以て公布の方法とする。但し鳥取縣公報を発行し得ないときは縣庁、市役所、町村役場の掲示場に掲示するを以て公布の方法とする。

附則

本條例は公布の日から施行する。

昭和二十一年十一月鳥取縣會告示第一号鳥取縣會告示公布方法の件及び昭和二十二年六月鳥取縣會告示第六号鳥取縣會條例及び同規則公布方法の件は本條例施行の日から廢止する。

◇鳥取縣會條例第二号

昭和二十二年六月鳥取縣會告示第三号鳥取縣會委員會條例の一部を次のように改め公布の日から施行する。

00909

昭和二十五年八月一日

鳥取縣會議長 浜口 虎太郎

- 一、第三條第一項の次に左の一項を加へる。
前條第三項の規定は特別委員会にこれを準用する。
- 二、第十四條中「及び第百條第一項」を「第百條第一項及び同條第二項」に改める。
- 三、第十五條「及び監査委員」を「監査委員、公安委員会の委員及び教育委員会の委員その他法令又は條例に基く委員会の代表者又は委員」に改める。
- 四、第十六條及び第十七條中「常任」を削る。

縣會規則

◇鳥取縣會規則第一号

昭和二十二年六月鳥取縣會告示第五号鳥取縣會會議規則の一部を次のように改め公布の日から施行する。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣會議長 浜口 虎太郎

- 一、第八條中「書記長」を「事務局長」に改める。

- 二、第二十條中「又は選挙管理委員会の委員長及び監査委員並にその委任若しくは」を「選挙管理委員会の委員長、監査委員、公安委員会の委員及び教育委員会の委員その他法令又は條例に基く委員会の代表者又は委員並にその委任又は」に改める。
- 三、第二十一條中「及び第百條第一項」を「第百條第一項及び同條第二項」に改める。

縣會告示

◇鳥取縣會告示第二号

昭和二十二年七月鳥取縣會告示第八号鳥取縣會事務局規程の一部を次のように改め公布の日から施行する。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣會議長 浜口 虎太郎

- 一、第五條第一項第一号中「書記長」を「事務局長」に改める。
- 二、第七條第二項中「書記長」を「事務局長」に改める。
- 三、第九條第一項中「事務局に局長」を「事務局に事務

00910

局長」に改め同條第二項中「局長は書記長を以てこれに充て」を削る。

- 四、第十條第一項及び第二項中「局長」を各「事務局長」に改める。

- 五、第十一條第一項中「縣會議長及び副議長が共に欠け」の上に「縣會議長及び副議長に事故があるとき又は」を加へ同項及び第二項中「局長」を各「事務局長」に改める。

- 六、第十二條第一項中「及図書室運営委員会」を「図書室運営委員会及び縣会弘報委員会」に改め同條第二項中「調査審議する」を「調査審議し縣会弘報委員会は刊行物の編輯頒布其他縣会活動の弘報に関する事項を企画審議する」に改める。

- 七、第十三條第二項中「図書室運営委員会」の次に「及び縣会弘報委員会」を挿入する。

00711

鳥取縣公報

昭和二十五年八月一日
外 火 曜 日

本誌ノ大キサハ定規格A五判

選 舉 告 示

◇選舉告示第十号

昭和二十五年八月十五日執行の鳥取縣西部海区漁業調整委員会委員選挙につき次のとおり立候補の届出があつた。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣西部海区漁業調整委員会委員選挙選挙長 竹 本 金 之 助

届出月日	委員候補者氏名 (法人の名称)	通称	党派	職業	性別	生年月日	住所(事業場の所在地)
八月一日	都 田 誠	なし	無所属	漁業	男	明治三十年 十一月二十九日	鳥取縣西伯郡夜見村 二、二四三番地